

改正案

現行

(削除)

別表第1(第2条関係)

行政職給料表の各級に相当する職務の給

行政職 給料表	教育職給料表 (一)	教育職給料表 (二)	研究職給料表	医療職給料表 (一)	医療職給料表 (二)	医療職給料表 (三)	技能労務職 給料表
9級			5級(100分の25の管理職手当を支給される職員に限る。)	4級			
8級			5級の37号給以上(100分の20の管理職手当を支給される職員に限る。)				
7級			5級の36号給以下(100分の20の管理職手当を支給される職員に限る。)	3級の37号給以上			
6級	4級 3級	4級 3級の17号給以上	5級(100分の20以上の管理職手当を支給される職員を除く。)	3級の17号給から36号給まで	7級	7級 6級の29号給以上	
5級		3級の16号給以下	4級 3級の41号給以上	3級の16号給以下	6級	6級の28号給以下	5級
4級	2級の37号給以上	2級の45号給以上	3級の40号給以下	2級の5号給以上	5級の9号給以上	5級	4級 3級の93号給以上
3級	2級の29号給から36号給まで	2級の37号給から44号給まで	2級の29号給以上	2級の4号給以下	5級の8号給以下 4級 3級	4級 3級の41号給以上	3級の49号給から92号給まで
2級	2級の9号給から28号給まで 1級の69号給以上	2級の21号給から36号給まで	2級の13号給から28号給まで 1級の49号給以上	1級の13号給以上	2級の13号給以上 1級の45号給以上	3級の40号給以上 2級の37号給以上	3級の48号給以下 2級の49号給以上
1級	2級の8号給以下 1級の68号給以下	2級の20号給以下 1級	2級の12号給以下 1級の48号給以下	1級の12号給以下	2級の12号給以下 1級の44号給以下	2級の36号給以下 1級	2級の48号給以下 1級

改正案

現行

(削除)

別表第2(第2条関係)

再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。)の行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職 給料表	教育職給料表 (一)	教育職給料表 (二)	研究職給料表	医療職給料表 (一)	医療職給料表 (二)	医療職給料表 (三)	技能労務職 給料表
9級							
8級							
7級							
6級	4級 3級	4級	5級		7級	7級	
5級		3級	4級	3級	6級	6級	5級
4級	2級	2級	3級	2級		5級	4級
3級			2級		5級 4級 3級	4級	
2級				1級	2級	3級 2級	3級
1級	1級	1級	1級		1級	1級	2級 1級

改正案

現行

別表（第6条関係）

日額旅費を受ける者	支給条件	日額	支給方法
研修、講習その他これらに類する目的のため旅行をする職員	宿泊をするとき。	6,900円	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 研修受講者が研修地に滞在するために必要な旅費は、研修開始の日から研修終了の日の前日までの期間について支給する。</li> <li>2 1の期間中滞在地以外の地域に出張を命ぜられたときは、本表の日額を支給せず、条例の定めるところによる旅費を支給する。</li> <li>3 1の日数が引き続き30日を超えるときは、その超える日数について日額の1割、日数が60日を超えるときは、その超える日数について日額の2割を減じた額を支給する。</li> </ol>

別表第3（第6条関係）

日額旅費を受ける者	支給条件	日額	支給方法
研修、講習その他これらに類する目的のため旅行をする職員	宿泊をするとき。	6,900円	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 研修受講者が研修地に滞在するために必要な旅費は、研修開始の日から研修終了の日の前日までの期間について支給する。</li> <li>2 1の期間中滞在地以外の地域に出張を命ぜられたときは、本表の日額を支給せず、条例の定めるところによる旅費を支給する。</li> <li>3 1の日数が引き続き30日を超えるときは、その超える日数について日額の1割、日数が60日を超えるときは、その超える日数について日額の2割を減じた額を支給する。</li> </ol>